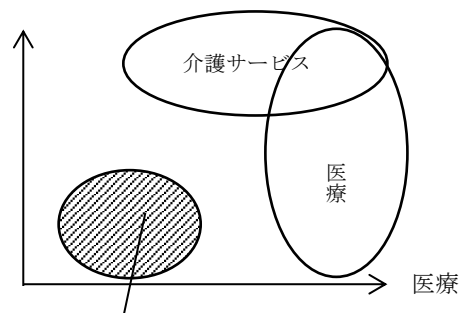


多摩市もの忘れ相談事業の実施について

1 もの忘れ相談事業実施の狙い

東京都の認知症検診推進事業の活用・実施により、生活障害・医療の必要性がともに低い層に対してアプローチすることで、認知症の早期発見・早期対応をするとともに、認知症予備軍と言える高齢者を介護予防の活動等につなげていくことで、認知症の発症を遅らせるとともに、生活機能の保持を図ります。



認知症検診が必要な人

2 多摩市でのもの忘れ相談事業の実施について

多摩市では検診を行って、認知症のレッテルを張るのではなく、もの忘れ相談を行い、まずは医療機関への相談を促して認知症の支援・予防を進めることを目的とし「もの忘れ相談事業」を実施します。

(1) 事業概要

項目	内容
対象者	・令和3年度内に76歳となる市民対象 約1,543人
実施期間	・令和3年10月～令和4年3月末の6ヶ月間
周知	・令和3年9月末に、対象者に案内通知(案内通知、チェックリスト)を個別に送付します。
実施医療機関	・受診は予約制です。 案内通知裏面に、実施医療機関を掲載します。
認知機能検査	・長谷川式検査
結果説明と指導	①認知機能低下の疑いがある場合は、専門医療機関のほか、地域包括支援センターの紹介、専門医受診が必要な人向けの文書、及びケアパスを用いて受診を勧奨します。紹介状は原則として発行せず、受診票(本人控)を持参していただきます。紹介状の希望があれば自己負担で対応していただきます。 ②現在のところ認知機能低下の疑いがない場合には、地域包括支援センターの紹介や介護予防事業の情報提供、専門医受診が必要でない方向けの文書、及びケアパスを用いて、介護予防の活動等につなげていきます。